

産業廃棄物収集運搬業許可証

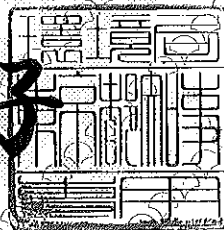
住所 東京都大田区城南島四丁目5番10号

氏名 株式会社永野紙興
代表取締役 迎 康行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成27年12月1日

許可の有効年月日 平成32年11月30日

1 事業の範囲

(1) 業の区分: 収集・運搬(積替え保管を含む)

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(水銀使用製品産業廃棄物を含む)

(以上10種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(フォーム、PPバンド、ペットボトルを除く)、金属くず(空き缶を除く)、ガラス・コンクリート・陶磁器くず(空き瓶を除く)

(以上3種類)

2 積替え保管施設(詳細は裏面のとおりに)

住所: 東京都大田区城南島四丁目5番10号

3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 2年 12月 1日	新規許可	
平成 27年 12月 1日	更新許可	第5回
平成 28年 7月 19日	変更届	廃プラスチック、金属くずの保管量の変更
平成 29年 11月 15日	変更届	廃プラスチック、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くずの保管量の変更

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

認定番号: 3-14-B0036